めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。
分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当第四十条の二 組合(連合会を含む。第三項において同じ。)は、この

) 又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業 開に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。 の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅のの持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅のにその対象) 第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにそ 地方公務員(組合役職員及び連合会役職員を含む。次号において

し付ける事業したのに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校第二号に掲げる事業

進に資する事業として政令で定める事業 前二号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増

2 \ 5

略

改良のための資金を貸し付ける事業る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅のしくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若助方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項

し付ける事業おごり</

進に資する事業として政令で定める事業四 前三号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増

2~5 (略)

## ◎地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) (平成二十二年四月施行)

(附則第七十七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

行

抄

一条ノ七までの規定による。	で、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条ま
保険法第二十八条から第二十九条ノ六ま	保険法第五十三条(第四項を除く。)、第五十四条から第六十八条ま
まで、第六十二条の二及び第六十二条の	まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員
は負傷した場合における療養に関しては	は負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条
た場合を除く。)又は船員組合員の被扶	た場合を除く。)又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しく
通勤をいう。次条において同じ。) によ	通勤をいう。次条において同じ。)により病気にかかり、又は負傷し
負傷した場合(通勤(地方公務員災害補	負傷した場合(通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する
第百三十六条 船員組合員が公務によらな	第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは
(船員組合員の療養の特例)	(船員組合員の療養の特例)
現	改 正 案

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

での規定による。

第百三十七条 を除く。)は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるもの 員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号 の給付とする。 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合

員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船

> **まで及び第三十一条から第三十** の三の規定にかかわらず、船員 は、第五十六条から第六十一条 **忕養者が病気にかかり、若しく** より病気にかかり、又は負傷し **補償法第二条第二項に規定する** ないで病気にかかり、若しくは

## (船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第百三十七条 を除く。)は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるもの 員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号 の給付とする。 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合

員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船

### 規定する給付

## 、船員組合員についての負担金の特例

第百三十八条 担する。 規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負 員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用の 道府県)又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合 第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、 第百十三条第二項の規定にかかわらず、 船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については 地方公共団体 (市町村立学校職員給与負担法第一条又は 同法第百二十五条第一項の 都

## 規定する給付 (失業に関する給付を除く。

## 船員組合員についての負担金の特例

第百三十八条 うち、 る。 員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用の 道府県)又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合 第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、 による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担す 第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定 船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については 地方公共団体 (市町村立学校職員給与負担法第一条又は 都

◎国家公務員災害補償法の一部を改正する法律 (附則第七十八条関係) (昭和四十一年法律第六十七号)(平成二十二年四月施行)

(他の法令による給付との調整) (削除) (削除)	改正案
(他の法令による給付との調整) 第八条 (略) 2 (略) 3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法による年金たる保険給付を含む。)であつて、改正後の法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条によってなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による補償に相当するものを受ける場合には、国(職員が独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人。同項中「国(職員が独立行政法人の規定による補償を行わない。 4 改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定の適用については、同項中「国(職員が独立行政法人の規定による補償を行わない。 4 改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定の適用については、同項中「国(職員が独立行政法人」は、当分の間、改正後の法の規定による補償を行わない。 4 改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定による補償を行わない。 5 (本) 5 (本) 5 (本) 5 (本) 6 (本) 6 (本) 7 (本) 7 (本) 7 (本) 7 (本) 7 (本) 8 (本) 8 (本) 9 (本)	現

## (船員保険法の一部改正)

第十二条 に改正する。 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のよう

(以下略)

## (船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

律第百九十一号)第十三条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下 第四十四条ノ三第一項中「国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法

之ニ同ジ)、」を削る。

務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号) 第四十五条第二項中「国家公務員災害補償法第十三条」を「国家公 (他ノ法律ニ於テ

準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

準用スル場合ヲ含ム)、」を削る。 第五十条ノ七中「国家公務員災害補償法第十五条(他ノ法律ニ於テ

◎船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)(平成二十二年四月施行) (附則第八十条関係)

において、その業務に要する費用の第五十八条 政府は、協会に対して、以(補助)	改正
一部を補助することができる。労働保険特別会計の予算の範囲内	案
において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。 第五十八条 政府は、協会に対して、船員保険特別会計の予算の範囲内(補助)	現

## ◎住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(平成十九年四月施行)

(附則第八十一条関係)

			別	
(略)	七十 厚生労働省又は ・	(略)	別表第一(第三十条の七関係) 提供を受ける国の 機関又は法人 (略) (略) (略) 第五 第五 7で	改
(略)	めるものの実施に関する事務であつて総務省令で定定事業又は同法第六十三条の能力開発事業雇用保険法による同法第六十二条の雇用安	(略)	関係)  「中国 (略)  「中国 (	正案
			別	
(略)	能力開発機構 電力開発機構	(略)	別表第一(第三十条の七関係) 提供を受ける国の 機関又は法人 (略) (略) (略) (略) (略) (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を受ける国の (を対してものもの) (を対してものものものもの。)	現
(略)	関する事務であつて総務省令で定めるものは同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に定事業、同法第六十三条の能力開発事業又定事業、同法第六十三条の雇用を	(略)	関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関係) ・関連のののであって総務省令で定めるもの ・関連ののであって総務省令で定めるもの ・関連ののであって総務省令で定めるもの	行

## ◎住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(平成二十二年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第八十二条関係)

(略)	七十三の二 社会保険	別表第一(第三十条の七関係)	改
(略)	下十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である。	関係) 事項 (略) (略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	正案
		別	
(略)	(新設)	別表第一 (第三十条の七関係) 提供を受ける国の 機関又は法人 (略) (略) によ	現
(略)		関係) - 関係) - 関係) - 関係) - 関係) - (略) - (本)	行

		_

- 222 -

◎地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) (平成二十二年四月施行)

(附則第八十四条関係)

第八条 2 (削除) (他の法令による給付との調整) (略) 附 (略) 則 改 正 案 第八条 3 2 この法律の規定による補償を行わない。 定による補償に相当するものを受ける場合には、 昭和十四年法律第七十三号)による保険給付であつて、 (他の法令による給付との調整) 補償を受ける権利を有する者が、 (略) 附 (略) 則 現 同一の事由について船員保険法 行 基金は、 この法律の規 当分の間、

## ◎勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)(平成十九年四月施行)

(附則第八十六条関係)

(削除) この法律は 附 則 公布の日から施行する。 改 正 案 2 1 機構法 に即応するように配慮しなければならない。 及び運営を行うときは、 定により同号に規定する福祉施設のうち勤労青少年に係るものの設置 (施行期日) (独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例に係る配慮) この法律は、 独立行政法人雇用・能力開発機構は、 附 (平成十四年法律第百七十号) 則 公布の日から施行する。 現 勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態 附則第四条第一項第十二号の規 独立行政法人雇用・能力開発 行

## ◎勤労者財産形成促進法 (昭和四十六年法律第九十二号)(平成十九年四月施行)

(附則第八十七条関係)

2~5 (略)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	改正案
2~5 (略)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	現

## (勤労者財産形成貯蓄契約等

#### 2~5 第六条 (略)

6 おいて同じ。 掲げる契約に係るものに限る。 方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の き次に掲げる事項を定めたときは する損害保険契約 険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相 る金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、 ととなつた日から政令で定める期間内に、 ることができないときその他の政令で定める場合に該当することとな れることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前 主 共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係 は損害保険契約である場合には、 る証券購入契約である場合にあつては、 つた場合において、 7 (以下この項及び第九項において に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結す 既に勤労者財 「従前の契約」 いる勤労者が (以下この項及び第九項において「新事業主」という。 )相手方である金融機関等、 項、 第八項及び第九項において )に係る金銭の払込み 産形成貯蓄契約 という。 当該勤労者に代わつて当該契約 (以下この項において 当該退職その他 )に基づく預入等 生命保険会社等又は損害保険会社 以下この条において同じ。 第一 当該従前の契約に基づく保険料又は 「退職」 当該新契約は、 の政令で定める事由に該当するこ (従前の契約が生命保険契約等又 項第一 「財形貯蓄取扱機関」 金銭の預託とする。 「新契約」 という。 当該勤労者が新たに締結す 号から第二号の二までに (従前の契約が預 (以下この )の後に他の事業 という。 当該新契約 )<br />
を<br />
締結 項にお とい に雇用さ 第二号に に基づ 生命保 5手方と の終了 託によ  $\mathcal{O}$ **、**う。 相 の契 以 手 6

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

2~5 (略)

う。 ) 主との は 害保険会社を相手方とする損害保険契約 勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、 行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場 蕃取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを 又は損害保険会社 」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との 約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業 約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、 預託とする。 従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、 約 掲げる契約に係るものに限る。 約 に関する契約、 合に該当することとなつた場合において、 で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、 いて同じ。 既に勤労者財産形成貯蓄契約 (以下この 当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一 という。 の後に他の事業主 雇用関係の終了 項において を締結している勤労者が、 第二号において同じ。)に係る金銭の払込み に基づき次に掲げる事項を定めたときは、 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損 (以下この項、 (以下この項及び第九項において 「従前の契約」 (以下この項及び第九項におい 以下この条及び第八条の二第1 (第一 第八項及び第九項におい 項 当該勤労者に代わつて当該 という。)に基づく預入等 〈第一号から第二号の二までに (以下この項において 当該退 避職その 生命保険会社等 当該従前 7 他の政令で定 「退職」 . て 「新事 (従前の 財 三号にお 金銭の 預 業主 とい 形貯 の契 契 契

当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみ険若しくは生命共済又は損害保険に関しても約定した契約とみなし、前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保

### 7 (略) (略)

なす。

8

この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち 契約とみなし、 る事項を定めたときは、 保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約 約される場合において、 政 等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額 金の払込みを含む。 該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛 勤 を行う日 項において「預替え後の契約」という。)に基づき第六項各号に掲げ 預貯金等の預入等に関する契約、 を含む。 う。 相 相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする 合で定めるものを除く。 に係る預貯金等 労者財 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結してい 手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第 が、 生命 の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等 産形成貯蓄契約に基づく預 を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約 第六項の政令で定める場合を除き、 保険若しくは生命共済又は損害保険に関 当該みなされた契約は、 (勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約 第七条及び第十七条第二項第二号において同じ。 当該預替え後の契約は、 当該勤労者が新たに締結する預替え前 以下この項において「預替え前の契約」 生命保険会社等を相手方とする生命 入等 勤労者財産形成貯蓄契約に該 (勤労者財 当該勤労者により 当該預替え後の契約 産形成貯蓄契 しても約 一号の (以下この 払込み の契 定 糸に した لح 約 解  $\mathcal{O}$ る

> 約に該当するものとみなす。 定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に関しても約号の払込みを行う日の前日までの間における従前の契約に定める預貯

### √三 (略)

8 7

略

ときは、 までの おいて、 二号において同じ。 険若しくは生命共済又は損害保険に関しても約定した契約とみなし、 替え後の契約」という。 損害保険会社を相手方とする損害保険契約 等に関する契約、 財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の 六項の政令で定める場合を除き、 より勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるも している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約 の払込みに係る金額を含む。 当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金 金の払込みを含む。 該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等 財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第 のを除く。 三年以 間 当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方であ 当該預替え後の契約は、 上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結 における預替え前の 以下この項において「預替え前の契約」という。 生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は 第七条、 に係る預貯金等 )に基づき第六項各号に掲げる事項を定めた 契約に定める預 第八条の 第八条の二第三号及び第十七条第 当該勤労者により解約される場合に 当該預替え後の契約の (勤労者財産形成貯蓄契約 |第三号において同じ。 一号の払込みを行う日 (勤労者財産形成貯蓄契 (以下この項において 対金等の (この項の規定に 預 相手方である ) が、 してい  $\mathcal{O}$ 二項 を有 一命保 に該 前 預 約 預 第 第 日 る

ては、 当するものとみなす。 大約. 同項第 بح 新契約」 号及び第二号中 この場合における同項各号の規定の適用 とあるのは 従 前 「預替え後の契約」とする。 三の契約」 とあるの は 「預替 に え前 0 11

9

9

金銭 預入等 関に当該勤労者に代わつて行う旨 等又は損害保険契約である場合には、 ことができないときその他の政令で定める場合に該当することとな 蓄契約に基づく預入等 新事業主に雇用されることとなつた場合において新事業主との う<sub>。</sub> 済掛金の払込みを含む。 形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく 結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財 に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が 規定する事務代行団体との間で、 において「新事業主等」 た場合において、 く保険料又は共済掛金の払込みを含む。 が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、 合にあつては、 業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて勤労者財産形 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、 一号の二トの規定の適用については、 の預託とする。 に基づき、  $\mathcal{O}$ (当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては 払込みを行つているときは、 金銭の預託とする。)に係る金銭の払込み 政令で定めるところにより、 新事業主その他の政令で定める事業主 に係る金銭の払込み (当該契約が預託による証券購入契約である場 という。 を当該契約の相手方である財形貯蓄取 )を構成員とする第十四条第 1の契約 当該退職その他の政令で定める事 当該契約に基づく保険料 第 )を行う旨の契約を締結する 当該事務代行団体が行う当該 ( 以 下 項 第 (当該契約が生命保険 当該事務代行団体が当 「払込代 号 当該契約に基 第 行契 (以下この 退 二号ト (当該契約 約 職 間 の後に 一又は共 と 扱機 契 項 及び 成貯 で新 約 E 項 11 産 締 由

新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。
号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「なす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみ

及び第一 は、 という。 扱機関に当該勤労者に代わつて行う旨の契約 は共済掛金の払込みを含む。 契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険 づく預入等 財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基 が 事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者 項に規定する事務代行団体との間で、 において「新事業主等」という。 ことができないときその他の政令で定める場合に該当することとな が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、 蓄契約に基づく預入等 事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて勤労者財 新事業主に雇用されることとなつた場合において新事業主との が当該金銭の払込みを行つているときは、 た場合において、 く保険料又は共済掛金の払込みを含む。 合にあつては、 . 締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、 金銭の預託とする。 二号の二トの規定の適用については、 に基づき、 (当該契約が預託による証券購入契約である場合にあ 金銭の預託とする。)に係る金銭の払込み 新事業主その他の政令で定める事業主 政令で定めるところにより、 (当該契約が預託による証券購入契約である場 に係る金銭の払込み を当該契約の を構成員とする第十四 当該退職その他の政令で定め )を行う旨の契約を締結する 第 当該事務代行団体が 相手方である財形貯蓄取 以下 項 (当 第 当該事務代行団体 「該契約が生命保険 「払込代 号ハ、 当該契約に基 (以下この 条の 退 (当該契約 第 産 職 行契 別間で新 形 0) 一号ト 料又 成貯 約 後に 行う つて 項

掲げるものについては、この限りでない。す。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみな

#### <u>∽</u> (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

(株が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 (株が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 (株が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 (株が遵守されるよう指導等に努めなければならない。)をする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が違いないないない。)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とする場合には (株が遵守されるように、)とするは (株が違うに、)とするは (株がは、)とするは (株が違うに、)とするは (株が違うに、)とするは (株がは、)とするは (株が違うに、)とするは (株が違うに、)とするは (株がは、)とするは (株がは、)とするな (株がは、)とな (株がは、)とな (株がは、)とな (株がは、)とな (株がは、)とな (株がは、)とな (株がは、)とな (

## 第三節 財産形成についての国の支援

次に掲げるものについては、この限りでない。みなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みと

### 一 〜 三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。 の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

## 第三節 財産形成についての国の助成等

### (課税の特例)

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又においるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税をめるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税をめるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税をめるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税をめるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税をあるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を対して財産形成名の財産形成基金給付金

(削除)

## (勤労者財産形成助成金等)

第八条の二 政法人雇用· 厚生労働大臣は、 能力開発機構 以下 この法律の目的を達成するため、 「機構」という。 に次の業務を行 独立行

わ

せるものとする。

めるところにより ために必要な金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し、 に基づき基金が行う第七条の十九第二号に規定する払込みに充てる をいう。 (その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主 勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主 以下この号において同じ。 助成金を支給すること。 又は勤労者財産形成基金契約 政令で定

基金に対し、 政令で定めるところにより、 奨励金を支給すること

定めるところにより 等に係る預貯金等の払出し、 用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入 金を支給すること。 いう。)を支払う事業主に対し、 子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の厚生労働省令 で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、 当該払出し、 その 雇用する勤労者に対して、 譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその 事業主が当該勤労者に対して支払う給付金を 譲渡若しくは償還をし又は支払を受け 政令で定めるところにより、 財産形成貯蓄活用給付金 厚生労働省令で (その雇 助成

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 厚生労働大臣は この法律の目的を達成するため、 独立行政法 事業主

人雇用・能力開発機構

。 以 下

「機構」という。)に、

事業主、

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 業務を行わせるものとする。 厚生労働大臣は、 この法律の目的を達成するため 機構に次の

含む。 る。 利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主 ものとする。 及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。 政令で定める額を超える場合には、 該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のため 勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金 寸 員である事業主の雇用する勤労者に、 する勤労者 金 地方公務員 で組織された法人で政令で定めるもの に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限 者の お 範囲内で 三において 体 の貸付け と総称する。  $\mathcal{O}$ 1 て同じ。 有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額 構成員である事業主 下この項において同じ。 又はその持家である住宅の改良のため の業務を行う福利厚生会社で (以 下 (継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等 「事業主団 該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせる の持家としての住宅の建設若しくは購入のため 「公務員」という。) の貸付けを行うものに対し、 体 (政令で定めるものに限る。 という。 に、 当該政令で定める額。 福利厚生会社にあつては当該福 事業主団 (以下この条 を除く。 又は勤労者 事業主にあつてはその の資金 体にあ 以下第十条の二まで 各勤労者についてそ (国家公務員及び 次条及び第十条 つてはその構成 以 の雇用さ 下 次条第 (その額が の資金を 「住宅資 ずる 雇用  $\mathcal{O}$ (当 資 項

> 限る。 労者 等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、 ての く。 を行うこと。 宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。 分譲する住宅の建設又は購入のため るものに限る。 に出資する事業主団体の てはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、 事業主にあつてはその雇用する勤労者 つては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社 事業主 住宅を建設し 次号を除き 次条及び第十条の三において (国家公務員及び地方公務員 第三号において同じ。 事業主で組織された法人で政令で定めるもの 以下この号において同じ。 以下第十条の二までにおいて同じ。 かつ、 構成員である事業主 分譲する業務を行う福利厚生会社に対 の雇用する勤労者にその持家として ( 以 下 「事業主団体」 の資金 (勤労者財産形成貯蓄契約 「公務員」という。 (当該住宅の (政令で定めるもの 事業主団体にあ という。 福利厚生会社に 用に供する 政令で定め の持家とし (以下この 0) ) を 除 が貸付け 又は勤

を含む。)の貸付けを行うこと。

を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるを締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるを締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定める

主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福ま財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定は購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しく

3 前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、 専ら、 その雇用する勤労者又はその構成員である事業主の雇 事業主又は事業主

するために必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

う資金の貸付け

)に当たつて、

次の要件に該当する場合でなければ行 2 度額」 行うこと。 福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の 資金を含む。 る勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金 利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該 (当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得の 住宅資金」と総称する。)の貸付けを行うものに対し、 (その 次条第 という。 額が政令で定める額を超える場合には、 一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限 又はその持家である住宅の改良のための の範囲内で、 当該貸付けのための資金の貸付け 額の十倍に相当する 当該政令で定める 資金 各勤労者 ため 雇用

议

 $\mathcal{O}$ 下

す

場合でなければ行わないものとする。 機構の行う前項第一号及び第三号の貸付けは、 次の要件に該当する

2

機構の行う前項の貸付けは、

わないものとする。

二 貸付けを受けようとする者 (福利厚生会社を除くものとし、その

者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに

者を雇用する事業主とする。)が、当該貸付けに係る資金により行

(持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除 当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減

係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労

二 貸付けを受けようとする者(福利厚生会社を除くものとし、 に必要な措置として政令で定める措置を講ずること。 住宅の改良のための資金の貸付けを除く。)に当たつて、当該住宅 譲又は当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け(持家である 者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに 行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。 する勤労者若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が 係る資金により建設し、 分譲又は当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するため 当該貸付けに係る資金により建設し、 若しくは購入する住宅の分譲を受けようと 若しくは購入する住宅の分 その が

3 社とは、 前二項、 事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はそ 第十条の三第 一項第二号及び第十六条第五項の福利厚生会

- 232 -

団体が、

厚生労働省令で定めるものをいう。 は購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、 用する勤労者の福祉 を増進するため、 その持家としての住宅の建設又

#### 4 略

第十条 機構法 項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は 要件を満たす勤労者で、 付限度額 る共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対 同項の政令で定める要件を満たす公務員で、  $\mathcal{O}$ にはか、 |独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資| 政令で定めるところにより、 独立行政法人住宅金融支援機構は、 (平成十七年法律第八十二号) 第十三条第 この法律の目的を達成するため、 の範囲内で、 住宅資金の貸付けの業務を行う。 事業主若しくは事業主団体から機構の行う同 当該勤労者又は当該公務員に係る貸 前条第 独立行政法人住宅金融支援 第十五条第二項に規定す 一項に規定する業務 項の政令で定める

2 興 業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受け る通常の貸付けの条件と異なる条件により、 者又は当該公務員に係る貸付限度額の ることができないものに対し、 ることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で 前 第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受け 開 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、 発金融公庫法第十九条第一 項の政令で定める要件を満たす勤労者で、 政令で定めるところにより、 項第三号に掲げる業務の一部として、 範囲内で、 住宅資金の貸付けを行う かつ、 事業主若しくは事 当該業務に係 当該勤労 沖縄 振

務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、

住宅資金の貸付け

か

当該業

該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、

する法人であつて、 第十条の 持家としての  $\mathcal{O}$ ての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的 構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため 第 住宅を建設させ 項 第 厚生労働省令で定めるものをいう。 一号に規定する住宅を貸し付けさせる目的 か 分譲させる目的 その持家とし その 又は

#### 4

第十条 務員で、 前条第 のほか、 機構法 を受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公 興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、 係る貸付限度額の範囲内で、 のに対し、 規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができない の又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、 定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構 を受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、 くは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付け 行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができない 、独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財 沖縄振興開発金融公庫は、 独立行政法人住宅金融支援機構は、 (平成十七年法律第八十二号) 第十三条第 この法律の目的を達成するため、 第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付け 項 政令で定めるところにより、 |第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、 この法律の目的を達成するため、 住宅資金の貸付けの業務を行う。 当該勤労者又は当該公務員 前条第 独立行政法人住宅金融支援 一項に規定する業務 第十五条第二項 項 産形成持家融資 (第三号の政令で 事業主若し 沖 . 縄 当

2

るところにより、 ものとする。ただし、 条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。 当該貸付けに併せて、 当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定め 当該業務に係る通常の貸付け

3 に限り行うものとする。 又は事業主団体が前条第二 の資金の貸付けを除く。)は、 一項又は前項本文の住宅資金の貸付け 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第 一項第二号の措置に準ずる措置を講ずる場合 当該貸付けを受ける者に対し、 (持家である住宅の改良のため 事業主 3

#### 4 略

## (機構の行う教育融資)

第十条の三 に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。 次の各号に掲げる者に対 厚生労働大臣は、 この法律の目的を達成するため、 政令で定めるところにより、 当該各号 機構に

設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。 るために必要な資金 よる高等学校、 はその親族が教育 勤労者 (勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。 高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施 (学校教育法 (以 下 「教育資金」 (昭和二十二年法律第二十六号) という。 を受け 自己又

勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。 !対し教育資金を貸し付けるための資 事業主 当該事業主が雇用する勤労者 (公務員を除くものとし、 次号において同じ。

金」という。

育資金を貸し付けるための資金 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教

> 貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。 で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の を行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令

行うものとする。 三号の貸付けに係る措置に限る。 又は事業主団体が前条第二項第二号の措置 の資金の貸付けを除く。)は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主 一項又は前項本文の住宅資金の貸付け(持家である住宅の改良のため 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第 )に準ずる措置を講ずる場合に限り (機構の行う同条第 項第

#### 略

4

(機構の行う教育融資等)

第十条の三 次の業務を行わせるものとする。 厚生労働大臣は この法律の目的を達成するため 機構に

次のイからハまでに掲げる者に対し、 政令で定めるところにより

当該イからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

二年法律第二十六号)による高等学校、 われる教育をいう。 いて同じ。) 他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行 勤労者 (勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。 自己又はその親族が教育 )を受けるために必要な資金 高等専門学校又は大学そ (学校教育法 (以 下 (昭和二十 「教育資 次号にお

口 勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。 事 業主 当該事業主が雇用する勤労者 (公務員を除くものとし ハにおいて同じ。

に対し教育資金を貸し付けるための資金

事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し

## 教育資金を貸し付けるための資金

ため 貸し付けるものに対 設若しくは購入の る事業主に、 に係る借地権の取得のための資金を含む。 の資金の貸付けを行うこと。 の イから その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を までに掲げる者であ ため  $\mathcal{O}$ 資金 政令で定めるところにより (当該住宅の用に供する宅地又はこれ 又は当該住宅の改良の 該 当該住宅の までに定め 建

事業主団体 その構成員である事業主

利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主 日本 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福

日本勤労者住宅協会 事業主

、勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一条 け、 項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額 法律第百七十号) 付けに必要な資金は、 項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸 縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二 当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法 独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第 第十五条第 次条に規定するところにより調達するものとし 一項の規定に基づく長期借入金の額 (旧雇用・能力開発機 (平成十四年 一項の貸付 沖 同

## (勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一条 券の発行額 用·能力開発機構法 開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規 立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、 規定に基づく長期借入金の額 るところにより調達するものとし、 定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、 (旧雇用・能力開発機構法 (平成十四年法律第百七十号) 第十五条第一項の 同項の規定に基づく雇用 当該調達のための独立行政法人雇 (平成十一年法律第二十号) 第 次条に規定す 能 力開 沖縄振興 発債 独

条第 発行額 金の額 能力開 契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。 当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。 基づく借入金の額、 規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、独立行政法人雇用 額を超えないようにするものとする 日 者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等 毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額 発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借  $\mathcal{O}$ 含む。)、独立行政法人通則法 行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一 七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を 二十七条第 額 (勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険 属する年の前 淮 項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借 事業団 沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に 発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借 间 同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の 住宅金融 項 法 の規定に基づく雇用 (昭 は年の 松庫法 同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄 和三十六年法律第百十六号) 九月三十日に (昭和二十五年法律第百五十六号) (平成十一年法律第百三号) 第四十五 おけ 能 (勤労者財産形成貯蓄契約に該 力開発債券の 項の規定に基づく長期借 る残高の 第二十六条第 うち政令で定め に係る預貯 発行額 入金の額 入金 及び は 第二十 振興開  $\mathcal{O}$ 勤労 額 独立  $\mathcal{O}$ 金等 入金 項 旧 同 る  $\mathcal{O}$ 入  $\mathcal{O}$ 雇

特別の法人の借入金に関する特例)

項又は第十条の三の貸付けを受けることができないもの(当該法人を定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について

構法 る  $\mathcal{O}$ 当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金  $\mathcal{O}$ 入等 額として政令で定める金額は、 及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の 条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の 法人住宅金融支援機構の短期借入金の額 平成十一年法律第百三号) 宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。 二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第三項の規定に基づく住 規定に基づく短期借入金の額、 額を含む。)、 律第百十六号)第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の 用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進 日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとす く住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額 九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、 一十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、 払込みに係る金額を含む。 積立てを除く。 (勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭 (平成十一年法律第二十号) 独立行政 に係る預貯金等 (法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項 第四十五条第 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預 の 独立行政法人住宅金融支援機構法第十 同 第二十七条第 日の (勤労者財産形成貯蓄契約等に該 属する年の )、独立行政法人通則法 項の規定に基づく独立行政 事業団 沖縄振興開発金融公庫 (旧住宅金融公庫法 同条第三項の規定に基づ 項 法 Ó 前 (昭 規定に基づく雇 Þ 年の 同法第 和三十六年 九月三十 発行額 (昭 法第 発行 法 和  $\mathcal{O}$ 

2別の法人の借入金に関する特例)

第十三条 項 定め 第 る特 号若しくは第三号又は第十条の三第 特別の 莂 法 法律に基づいて設立された法人で、  $\mathcal{O}$ 借 入金に関 する規定により機構の 一項第一号の貸付けを受け その設立につい 行う第九条第 7

とができる。 該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けるこけなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。)は、当監督する行政庁の認可又は承認(これらに類する処分を含む。)を受

2 (略)

第四章

雑則

(削除)

第十四条 (略)

(削除)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員と、公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条に規定とは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合若三十三年法律第百二十八号)第三条に規定する国家公務員共済組合若の他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法(昭和2、公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付け

、機構の行う当該貸付けを受けることができる。とができない法人を含む。)は、当該特別の法律の規定にかかわらずこれらに類する処分を含む。)を受けなければ当該貸付けを受けるこることができないもの(当該法人を監督する行政庁の認可又は承認(

2 (略)

第四章 雑則

第十四条 削除

第十四条の二 (略)

、機構が行う事業主団体

0)

)助成)

のとする法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行わせるも第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託

(公務員に関する特例等)

必要な助成を行わせるものとする。

第十五条 (略)

法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等の仲にれらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年の仲にれらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年の分譲(第一号において「住宅の分譲等」という。)の業務、公務員と 公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅

務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それめるところにより行うことができる。この場合において、これらの業済組合連合会(以下「共済組合等」という。)が、これらの法律で定共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共

ぞれ当該各号に掲げる者とする

たす者 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項の政令で定める要件を満一

3 (略) 二 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

4

項 団体職員を公務員とみなして、 規定する連合会役職員並びに同法第百四十四条の三第一項に規定する び同法第百二十六条第一項に規定する連合会役職員、 定する職員とみなされる者、 びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、 済組合法第百四十一条第一項に規定する組合役職員及び同条第二項に 済組合法第百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第 機構、 の規定を適用する 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金 同法第百二十五条に規定する組合職員及 第九条、 第十条、第十条の三及び前二 地方公務員等共 国家公務員共 一号に規 融 公庫 並 4

5 (略)

(調査等)

第十七条 (略)

各号に掲げる者とする。

本務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条に規定する地方共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条に規定する地方公務員共済組合共済組合。

本務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連
となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該
となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該
はなる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該
はなる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該
はなる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該
はなる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該
はなる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該

者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している

三 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

3 (略)

第十条、 十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、 組合役職員及び同条第二項に規定する連合会役職員並びに同法第百四 同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、 行う場合には、 びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を 合会役職員、 十五条に規定する組合職員及び同法第百二十六条第一項に規定する連 機構、 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄 第十条の三及び前 地方公務員等共済組合法第百四十一条第一項に規定する 国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定により 一項の規定を適用する。 振興開発金融 同法第百二 第九条、 公庫 並

5 (略

(調査等)

第十七条 (略)

2

略

(略

財 0 処理状況 る事務代行団体 払込代行契約を締結し、 産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者 又は第十四条の規定により委託を受けて

附

則

第一 共 十一条中 困難である旨の申出があつたときは、 は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが しくは附則第二条の貸付け」として、 場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、 、済組合等に対し、 条 貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。 (勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置) 厚生労働大臣は、 「若しくは前条の貸付け」とあるのは、 第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項 機構に、 当分の間、 同条及び第十二条の規定を適用 当該沖縄振興開発金融公庫又は 沖縄振興開発金融公庫又 前条の貸付け若 第

する。

2 略

(略

労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る けている事務代行団体 払込代行契約を締結し、 当該契約の締結及びこれにより行われる勤 又は第十四 [条の二の規定により委託を受

附 則 事務の処理状況

勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置

第二条 2 るのは、  $\mathcal{O}$ せることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金 組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の である旨の申出があつたときは、 済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難 間  $\mathcal{O}$ を受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場 合においては、 として、 調達については、 建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わ 厚生労働大臣は、 当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。 地方公務員が機構から第九条第 同条及び第十二条の規定を適用する。 前条第 政令で定めるところにより、 第十一条中 機構に、 項の貸付け若しくは附則第 当分の間 「若しくは前条第 当該沖縄振興開発金融公庫又は共済 沖縄振興開発金融公庫又は共 項 第 地方公共団体は、 号の 項の貸付け」とあ 一条第一 規 流定に 一項の貸付け ょ ŋ 貸付け 当分の 住宅

## ◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) (平成十九年四月施行)

(附則第八十九条関係)

2				三				_				_	=1	刄┃	DJ.	号	第九条		
(略)	助成を行うこと。	に建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な	に規定する送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並び	̄ 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号 ┃			要な助成を行うこと。	一 事業主等に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必	うこと。	の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行	事業主等」という。)に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職	事業主、事業主の団体又はその連合団体(以下この項において「	三条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。	及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十	以下この条及び次条において同じ。)の雇用の安定並びに能力の開発	号)第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。	7条 政府は、建設労働者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六	(建設労働者の雇用の安定等に関する事業)	改正案
2 (略)	助成を行うこと。	に建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な	に規定する送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並び	四 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号	祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。	三 事業主等に対して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福	の研修を実施するために必要な助成を行うこと。	二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるため		るために必要な助成を行うこと。	事業主等」という。)に対して、建設労働者の技能の向上を推進す	一 事業主、事業主の団体又はその連合団体(以下この項において「	四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。	祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十	以下この条及び次条において同じ。)の能力の開発及び向上並びに福	号)第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。	第九条 政府は、建設労働者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六	(建設労働者の福祉等に関する事業)	現

#### (費用)

第十条 号に規定する二事業率を乗じて得た額のうち、 発機構の業務として行われるものに限る。 掲げる事業のうち建設労働者に係る事業 を乗じて得た額に相当する額は、 険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率 収等に関する法律 額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三 ŧ る費用並びに同法第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号に 三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保 のに要する費用に充てるものとする。 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一 (昭和四十四年法律第八十四号) 前条第一項各号に掲げる事業に要す (独立行政法人雇用· )で厚生労働省令で定める 労働保険の保険料の徴 第十二条第四項第 般保険料徴収 能力開

#### (費用)

第十条 掲げる事業のうち建設労働者に係る事業 険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率 三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保 収等に関する法律 号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、 額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三 ものに要する費用に充てるものとする。 発機構の業務として行われるものに限る。 る費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に を乗じて得た額に相当する額は、 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一 (昭和四十四年法律第八十四号) 第十二条第四項第 前条第一項各号に掲げる事業に要す (独立行政法人雇用・能力開 )で厚生労働省令で定める 労働保険の保険料の徴 般保険 **以料徴収** 

## ◎建設労働 者の雇用の改善等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十三号) (平成二十二年四月施行)

(附則第九十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

## (許可の欠格事由)

改

正

案

の許可を受けることができない。 | 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項 | 1

#### (略)

限る。 条前段若しくは第五十四条第一項 項 第七十三号) は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過 同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第  $\mathcal{O}$ 条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条 第一項又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。 る部分に限る。 条の二若しくは第二百十四条第一項、 微収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条第 第百二条第一 十三条若しくは第八十六条 健康保険法 項又は第二項の規定に係る部分に限る。 労働者災害補償保険法 の規定により罰金の刑に処せられ、 第百五十六条 (大正十一年法律第七十号) 項、 )、厚生年金保険法 第百三条の二、 (昭和二十二年法律第五十号) 第百五十九条若しくは第百六十条第 (同法第八十三条の規定に係る部分に (同法第五十一条前段の規定に係 第百四条第一 (昭和二十九年法律第百十五号 船員保険法 第二百八条、 その執行を終わり、 (同法第百八十二条 項 労働保険の保険料 (昭 (同法第百二条 和十四年法 第百八十二 第二百十三 第五十 しな 項 又

## (許可の欠格事由)

現

行

の許可を受けることができない。第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一

項

#### (略)

る。 徴収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条第 第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条 第百二条第一 部分に限る。 前段若しくは第五十四条第一項 第七十三号)第六十八条、 条の二若しくは第二百十四条第一項、 執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない 法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。) 又は雇用保険法第八 十三条若しくは第八十六条 一項又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。 項又は第二項の規定に係る部分に限る。 労働者災害補償保険法 健康保険法 の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、 項、 (大正十一年法律第七十号) 第二百八条、 厚生年金保険法 第百三条の二、 (昭和二十二年法律第五十号) 第六十九条ノ三若しくは第七 (同法第八十三条の規定に係る部分に限 (同法第五十一条前段の規定に係 第百四条第一 (昭和二十九年法律第百十五号) 船員保険法 (同法第百八十二条第 項 労働保険の保険料の )、第百八十二条 (昭和十四 (同法第百二条第 第五十一 第二百十三 一項 年法律 又は (同 条 項

# ◎賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)(平成十九年四月施行)

(附則第九十三条関係)

厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通   、「厚生労闘	項に規定する組合員たる被保険者を除く。)である労働者に限る」と   項に規定する	険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者(同法第十五条第一   険者である※	規定する組合員たる被保険者を除く。)を使用する事業」と、「被保   規定する組み	第七十三号)第十七条の規定による被保険者(同法第十五条第一項に  第七十三号)	いて同じ。)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律 この条におり	の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下   、同条の規令	四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては   十四年法律等	業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四  業に該当する事業	るのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事   るのは「国-	第八条第四項及び前条の規定を除く。)中「厚生労働省令」とあ 条、第八条第	監理部長を含む。) 又は船員労務官が行うものとし、この法律 (第七 │ 監理部長を全	署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長(運輸 署長又は労闘	この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督   しては、この	船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関 第十六条 船	(船員に関する特例) (船員に関する特例)	年法律第五十号)第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。   年法律第五-	第九条	(労働者災害補償保険法との関係)   (労働者災害補償保険法との関係)   (労働者災害	改 正 案
「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通	項に規定する組合員たる被保険者を除く。)である労働者に限る」と	る労働者を除く」とあるのは「被保険者(同法第十五条第一	規定する組合員たる被保険者を除く。)を使用する事業」と、「被保	号)第十七条の規定による被保険者(同法第十五条第一項に	いて同じ。)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律	同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下	四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては	<ul><li>事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四</li></ul>	るのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事	第八条第四項及び前条の規定を除く。)中「厚生労働省令」とあ	監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律(第七	署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長(運輸	この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督	船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関	する特例)	年法律第五十号)第二十九条第一項第四号に掲げる事業として行う。	この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十二	(労働者災害補償保険法との関係)	

」とする。 条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるの 条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と は 省令で定める者」と、 十九条第一 同条中 「国土交通省令 「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、 「労働者災害補償保険法 項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七 (前章に規定する事項については、 「厚生労働省令で定めるところにより」とある (昭和二十二年法律第五十号) 第二 厚生労働省令) 第九

> のは は 条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるの 条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と 省令で定める者」と、 十九条第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七 同条中 「国土交通省令 「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九 「労働者災害補償保険法 (前章に規定する事項については、 「厚生労働省令で定めるところにより」とある (昭和二十二年法律第五十号) 第二 厚生労働省令)

」とする。

- 245 -

# ◎賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)(平成二十二年四月施行)

(附則第九十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定め	代わつて弁済するものとする。
賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に	未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に
令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払	労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該
項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(厚生労働省	労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について
るときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第一	かかわらず、当該労働者(厚生労働省令で定める者にあつては、厚生
われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があ	法律第八十九号)第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定に
当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払	この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年
規定による被保険者である労働者を除く。)で政令で定める期間内に	未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下
事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の	事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る
令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従	令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従
を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政	を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政
の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業	の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業
いものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)	いものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)
第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がな	第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がな
保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)	保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)
第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働	第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働
(未払賃金の立替払)	(未払賃金の立替払)
現	改正案

(資料の提供等)

る範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

第十一 官は 一条の二 この 法 律 都道府県労働局長  $\mathcal{O}$ 施 行に関 関 係 労働基準監督署長又は労働基準 行政 機関又は公私  $\mathcal{O}$ 団 体に 対 一監督

資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

、できるだけその求めに応じなければならない。2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は

(船員に関する特例)

第

るのは する。 署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、 監理部長を含む。 国土交通省令 令で定めるところにより」と、 省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・ あるのは しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督 第八条第四項及び前条の規定を除く。)中「厚生労働省令」 「国土交通省令」と、 船員法 「厚生労働省令・ (前章に規定する事項については、 (昭和二十二年法律第百号) 又は船員労務官が行うものとし、 国土交通省令で定める者」と、 第七条中 前条中 「厚生労働省令で定める者」と 「厚生労働省令」とあるのは の適用を受ける船員に関 厚生労働省令)」 地方運輸局長 この法律 国土交通省 「厚生労働 (第七 (運輸 とあ لح \_

(船員に関する特例)

第十六条 この るのは 省令で定める者」と、 項に規定する組合員たる被保険者を除く。)である労働者に限る」と 条、第八条第四項及び前条の規定を除く。)中 監理部長を含む。 署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、 規定する組合員たる被保険者を除く。 業に該当する事業 しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準 第七十三号)第十七条の規定による被保険者 十四年法律第八十四号) 同条中 は 同 「厚生労働省令で定める者」とあるのは 条の 見 条において同じ。 「厚生労働省令・ 畄 ある労働者を除く」 「国土交通省令」と、 船員法 規定の適用がないものとした場合における事業をいう。 し中 「労働者災害補償保険法 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第百号) )又は船員労務官が行うものとし、 (労働保険 国土交通省令で定めるところにより」と、 「厚生労働省令で定めるところにより」とある 第八条の規定の適用を受ける事業にあ とあるのは とあるのは 第七条中 の保険料 (昭和二十二年法律第五十号)  $\mathcal{O}$ 「労働者災害補償保険の 被保険者 とあるの を使用する事業」 船員保険法 徴収等に関する法律 「厚生労働省令・国土交通 の適用を受ける船員に関 (同法第十五条第 「厚生労働省令」 地方運輸局長 は (同法第 この法律 (昭和十 船員保険法」 应 五条第 昭 適用事 年法 つては (運輸 第二 第九 「被保 項に とあ -監督 和四 律 下

は「国土交通省令(前章に規定する事項については、厚生労働省令)条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるの十九条第一項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七

」とする。

# ◎船員の雇用の促進に関する特別措置法 (昭和五十二年法律第九十六号)(平成十九年十月施行)

(附則第九十五条関係)

# ◎船員の雇用の促進に関する特別措置法 (昭和五十二年法律第九十六号)(平成二十二年四月施行)

(附則第九十六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

従事するために乗船中」とする。		項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項中「雇入契約存続中」と	より適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同法第五十三条第三	「船員法」とあるのは「船員法(特別措置法第十四条第一項の規定に	規定により適用される場合を含む。)」と、同法第四十六条第一項中	とあるのは「船員法第八十九条第二項(特別措置法第十四条第一項の	いう。)」と、同法第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」	条第一項に規定する労務供給船員をいう。)を含む。以下「船員」と	用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十一	下「船員」という。)」とあるのは「船員(労務供給船員(船員の雇	命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員(以	者を除く。)に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する	する船員保険の被保険者(同条第二項に規定する疾病任意継続被保険	員は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第一項に規定	当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。)に係る労務供給船	条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における	第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係(同	(船員保険法等の適用に関する特例)	改正案
	号二規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。		項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第	リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」と、同法第二十八条第三	船員法」とあるのは「船員法(特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依	給船員ヲ含ム以下船員ト称ス)」と、同法第二十五条ノ二第一項中「	法第十七条中「船員(以下船員ト称ス)」とあるのは「船員(労務供	第十条中「船員」とあるのは「船員(労務供給船員ヲ含ム)」と、同	項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム)」と、同法	用の促進に関する特別措置法(以下特別措置法ト称ス)第十一条第一	第一項第四号中「船員」とあるのは「船員(労務供給船員(船員の雇	て発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三	る船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づい	員は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定によ	当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。)に係る労務供給船	条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における	第十五条   前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係 (同	(船員保険法等の適用に関する特例)	現

2

2

(略)

> 3 えは、 場合 ラル 同 船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム)」 供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ 法第五十九条第五項第 船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク)」と、 中 場合ヲ除ク) 第三十四条第 員 当スル場合ニ於ケル」とあるのは 員 定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ役務ニ従事スル為使用セ 給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ) 保 受クルコトヲ得ルモノ」  $\widehat{\mathcal{O}}$ 前 に雇用の 除法の 該当スル ル 条第一 (労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラル 場合ヲ除ク) .基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替 命令で定める。 規定の 促進に関する特別措置法第十 |項に規定する場合における当該労務供給船員についての 船員」とあるのは ニ於ケル」 項中 適用に関しては、 ニ於ケル」 「該当スル場合ニ於ケル」 一号並びに第六十条第 بح とあるのは ガ船員労務供給 同法第三十三条ノ十六ノ四第 と 「該当スル船員 「該当スル場合(労務供給船員 同法第三十三条ノ十二第三 同法第三十三条ノ三第三 「受クルコトヲ得ルモノ 一条第 (同法第八条第) 項第 とあるのは (労務供給船員ニシテ 項ニ規定スル労務 一号及び第三号中 項第 「該当ス 項中 二号ニ規 一項及び とし、 (労務 同 号 ル 供 該

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその(昭和四十九年法律第百十六号)の規定は、適用しない。 (昭和四十九年法律第五十六号)の規定は、適用しない。 (昭和四十九年法律第五十二年法律第五十号)及び雇用保険法労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び雇用保険法関係険法第十七条の規定による船員保険の被保

において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二被扶養者(船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその

4 (略)	としない。	第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者	いて同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)	養者(船員保険法第二条第九項に規定する被扶養者をいう。次項にお	険者に含まれるものとされた労務供給船員」という。)及びその被扶一
6 (略)				険者としない。	号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保

◎高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(平成二十二年四月施行) (附則第九十七条関係)

改正案	現
(定義)	(定義)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療	2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療
に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村(特別	に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村
区を含む。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・	(特別区を含む。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校
共済事業団をいう。	振興・共済事業団をいう。
3 (略)	3 (略)

# ◎健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)(平成二十二年四月施行) (附則第九十八条関係)

# ◎国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)(平成二十二年四月施行)

(附則第九十九条関係)

高ところにより、労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する。 「中の負担すべき費用に相当する額を除く。」」については、政令で定める。 「おり、所則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国 「おり、となれた国」、「おり、大の各号にの事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に 「おり、大の各号に要する費用のうち、次の各号に 「おり、大の各号に 「おり、大の各号に 「おり、大の各号に 「おり、大の各号に 「おり、大の各号に 「おり、大の各号に 「おり、大の名号に 「おり、大の各号に 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大の名と 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、大のると 「おり、たのると 「ものる 「ものる 「ものる 「ものると 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる 「ものる	附 則    所 則    所 則    所 則    所 則    所 則    所 則    所 則    日	改正案
者たる政府が負担する。 掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職	附 則    所 則    所 則    所 則    所 則    所 則    所 則	現

# ◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) (平成二

# 十二年四月施行)

# (附則第百条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	る部分こ艮る。) の規定こより罰金の刊こ処去って、その執うを終
(係 号) 第5	六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係
日十 に係る部	定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百
り規 十六条章	四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規
第 保険料の	の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)
条第一章	二条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険
八十 二条第	十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条(同法第百八
口八 一項若上	第一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、第百八
一条 第百二名	)第百二条第一項、第百三条の二、第百四条第一項(同法第百二条
当 部分に	る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号
に係一前段若り	条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係
-   、労働者	項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一
第一 第七十二	第七十三号)第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第
公律 条の二世	条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律
-三 二 健康5	二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三
一 (略)	一 (略)
ることがで	ることができない。
文け 第六条 次の	第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け
(許可の)	(許可の欠格事由)
	改 正 案

## 欠格事由

現

行

の各号のいずれかに該当する者は、 できない。 前条第一項の許可を受け

部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わ 部分に限る。) 又は雇用保険法 前段若しくは第四十八条第一項 の徴収等に関する法律 項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の 限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 三号) 第六十八条、 若しくは第二百十四条第一項、 保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三 八十三条若しくは第八十六条 しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、第百八十 条第一項、第百三条の二、第百四条第一項 者災害補償保険法 しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る 一項若しくは第二項若しくは第百八十四条 (昭和二十二年法律第五十号) 第五十一条 第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項 (昭和四十四年法律第八十四号) 第四 (同法第八十三条の規定に係る 船員保険法 (同法第四十六条前段の規定 (昭和四十九年法律第百十六 (同法第百八十二 (同法第百二条第 (昭和十四年法律

型 ノン	わり
という	又は勢行
	を受けるこ
	とがなく
	なった日か
	ら起算し
	又は勢行を受けることがなくなった日から起算して五年を経

三~六(略)

わり、又は執亍を受けることがなくなった日から起算して五手を怪一

三〜六 (略) しない者 り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過

# ◎地域雇用開発促進法 (昭和六十二年法律第二十三号) (平成十九年四月施行)

(附則第百一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主	に居住しているものに限る。)について、前号に規定する教育訓練雇用されることとなつている者(当該同意能力開発就職促進地域内条第一項に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)として二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四	一 (略)  「地域雇用開発のための助成及び援助)  「地域雇用開発のための助成及び援助)  「地域雇用開発のための助成及び援助)	改正案
る。 2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、同項第二号の措置に係る事業所の事業主 事業所の事業主	に居住しているものに限る。次項において「内定者」という。)に雇用されることとなつている者(当該同意能力開発就職促進地域内条第一項に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)として二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四	(地域雇用開発のための助成及び援助)  (地域雇用開発のための助成及び援助)  (地域雇用開発のための助成及び援助)	現

2

政府は、

七十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、

前項各号に掲

七十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、

第一項各号に

独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百

3

政府は、

独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百

るものとする。

「おを独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせばる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせ

# (地域求職活動援助事業)

第十 変更後のもの。 援助計画 は同法第六十三条の能力開発事業として、 内に居住する求職者に関し、 における地域雇用開発を促進するため、 に係る求職活動援助地域 五条 政府は、 (同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、 次項におい 第七条第四項の規定による同意を得た地域求職 て「同意地域求職活動援助計 以下 雇用保険法第六十二条の 「同意求 次に掲げる事業を行うも 当該同意求職活 職活動援助 雇用安定事業又 地 域 画 動 影援助地域 という。 という。 その 活 動

### 一~四 (略)

とする。

2

略

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七名 条の能力開 進するため、 意高度技能活用雇用安定地域」 活用雇用安定計画 その変更後の 条 政府は、 発事業として、 雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三 も の ) 第八条第四 (同条第七項の規定による変更の同意があつたとき に係る高度技能活用雇用安定地域 次に掲げる事業を行うものとする 項の規定による同意を得た地域高度技能 という。 における地域雇用開発を促 (以 下 同

#### (略)

て雇用されることとなつている者(当該同意高度技能活用雇用安定いる高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者とし一 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されて

せるものとする。 掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わ

# (地域求職活動援助事業)

第十五条 して、 同 内に居住する求職者に関し、 変更後のもの。 援助計画 における地域雇用開発を促進するため、 に係る求職活動援助地域 |法第六十三条の能力開発事 次に掲げる事業を行うものとする。 政府は、 (同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、 次項におい 第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活 て「同意地域求職活動 (以下 ・業又は同法第六 雇用保険法第六十二条の 「同意求職活動援 当該同意求職活動 十四四 援助 |条の 筋 計 雇用福祉事業と 雇用安定事業、 地 域」 画 とい とい 援助地域 、 う。 、 う。 その

### 一~四 (略)

### 2 (略)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 条の 進するため、 意高度技能活用雇用安定地域」という。 は、 活用雇用安定計画 能力開發 その 政府は、 変更後の 発事業として、 雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三 もの) 第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能 (同条第七項の規定による変更の同意があつたとき に係る高度技能活用雇用安定地域 次に掲げる事業を行うものとする。 における地域雇用開発を促 ( 以 下 同

#### 一 (略)

て雇用されることとなつている者(当該同意高度技能活用雇用安定いる高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者とし一 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されて

必要な高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その地域内に居住しているものに限る。)について、職業に関し新たに 助を行うこと。 他の措置を講ずる当該事業所の事業主に対して、必要な助成及び援

2 で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立 行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。 政府は、 独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令

> させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事 地域内に居住しているものに限る。 )について、職業に関し新たに必要な高度の技能及び知識を習得 次項において「内定者」という

業主に対して、

必要な助成及び援助を行うこと。

3 2 る。 内定者を被保険者とみなして、 政府は、 前項第二号の助成及び援助を行うに当たつては、 独立行政法人雇用· 能力開発機構法及びこれに基づく命令 雇用保険法第六十三条の規定を適用す 同号の 措置に係る

立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。 で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独

# ◎港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)(平成十九年四月施行)

(附則第百二条関係)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センター  ・も 同様とする	3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センター  ・も・ 同榜とする
司長 センター	セ
所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安	所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安
務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の	務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の
福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業	安定事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業
2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用	2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用
福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。	雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の	五 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の
三・四(略)	三・四(略)
المرارع	الالالالالالالالالالالالالالالالالالال
について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行う	について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行う
二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るための措置	二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置
を行うこと。	を行うこと。
港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進に関する調査研究	一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究
又は一部を行わせるものとする。	又は一部を行わせるものとする。
福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部	安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部
ときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用	ときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用
第三十一条   厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定した	第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定した
(港湾労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)	(港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施)
現	改正案

係る事項を公示しなければならない。に行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に

# (業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは

- 。 法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない 2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方

#### (区分経理)

ばならない。

る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなけれる経理及びその他の業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係第三十三条。港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めると

#### (交付金)

| 第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センタ

係る事項を公示しなければならない。に行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に

# (業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは

- 法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用福祉事業関係業務の実施方
- 更すべきことを命ずることができる。 めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変は雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又

#### (区分経理)

ばならない。

る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなけれる経理及びその他の業務に係る経理、雇用福祉事業関係業務に係第三十三条。港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めると

#### (交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センタ

する金額を交付することができる。
―に対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当

# (厚生労働省令への委任)

ターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。が雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定セン第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センター

## (指定の取消し等)

規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。おいて「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第三十条にいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定(以下この条に第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号の

### 一~四 (略)

事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して

#### 2 (略)

# (厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。 務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは の消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を 第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取

のとし、又は同項の規定により行つている雇用安定事業関係業務を行2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うも

する金額を交付することができる。 十に対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当

# (厚生労働省令への委任)

ターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。が雇用福祉事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定セン第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センター

## (指定の取消し等)

規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。おいて「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第三十条にいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定(以下この条に第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号の

### 一~四 (略)

事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務を行つたとき。五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して

#### 2 (略)

# (厚生労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)

、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。
務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときはの消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を第四十二条。厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取

のとし、又は同項の規定により行つている雇用福祉事業関係業務を行2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うも

行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎものとし、又は同項の規定により行つている雇用安定事業関係業務を行うない。

その他の必要な事項は、

厚生労働省令で定める。

その他の必要な事項は、

厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うない。 わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければなら

行わないものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎものとし、又は同項の規定により行つている雇用福祉事業関係業務を3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行う

- 266 -

# ◎港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)(平成二十二年四月施行

# (附則第百三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

# 改

正

案

可

 $\mathcal{O}$ 

欠格事-

由

を受けることができない。第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許

#### (略)

二条第一項、 くなつた日から起算して五年を経過しない者 関する法律 若しくは第百三条の二に係る部分に限る。 条前段若しくは第五十四条第一項 項 第七十三号) 第八十六条 は は第四十八条第一項 若しくは第二項若しくは第百八十四条 に限る。 条の二若しくは第二百十四条第一項、 しくは第二項に係る部分に限る。 健康保険法 雇用保険法 刑に処せられ 労働者災害補償保険法 (同法第八十三条に係る部分に限る。 (昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しく 厚生年金保険法 第百五十六条 第百三条の二、 (大正十一年法律第七十号) (昭和四十九年法律第百十六号) その執行を終わり、 (同法第四十六条前段に係る部分に限る。 (昭和二十二年法律第五十号) 第百四条第一項 第百五十九条若しくは第百六十条第 (昭和二十九年法律第百十五号) (同法第五十一条前段に係る部分 労働保険の保険料の徴収等に 船員保険法 (同法第百八十二条第一項 又は執行を受けることが )、第百八十二条第 第二百八条、 (同法第百二条第 第八十三条若しくは )の規定により罰 (昭和十四年法 第二百十三 第五十 第百 項 項 又 若

### (許可の欠格事由)

現

行

可

を受けることができない。第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可

#### (略)

なつた日から起算して五年を経過しない者 八十六条 雇用保険法 第四十八条第一項 する法律 くは第二項に係る部分に限る。 条第一項、 限る。)、 前段若しくは第五十四条第一項 第七十三号)第六十八条、 条の二若しくは第二百十四条第一項、 しくは第二項若しくは第百八十四条 しくは第百三条の二に係る部分に限る。 刑に処せられ、 労働者災害補償保険法 健康保険法 (同法第八十三条に係る部分に限る。 (昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは 厚生年金保険法 第百三条の二、 (昭和四十九年法律第百十六号) (大正十一年法律第七十号) 第二百八条、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなく (同法第四十六条前段に係る部分に限る。) (昭和二十二年法律第五十号) 第百四条第一項 第六十九条ノ三若しくは第七十条第 (昭和二十九年法律第百十五号) 第百 (同法第五十一条前段に係る部分に 労働保険の保険料の徴収等に関 (同法第百八十二条第一項若し 船員保険法 )、第百八十二条第一項若 (同法第百二条第 第八十三条若しくは第 の規定により罰金 (昭和十四 第五十一 第二百十三 年法律 又は 項若 条 項

# ◎中小企業における労働 力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため の雇用管理の改善の促進に関する法律 (平成三年法律第五

# 十七号)(平成十九年四月施行)

(附則第百五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(雇用安定事業等としての助成及び援助)

改

正

案

| 保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業又| 保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業又| 第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用 第

。 は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする

一·二 (略)

三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であって

号において「内定者」という。)に関し、職業に必要な高度の技能項に規定する被保険者として雇用されることとなっている者(第五、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一

措置(同号の措置に該当するものを除く。)を講じ、認定計画の目及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の

標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。措置(同号の措置に該当するものを除く。)を講じ、認定計画の

四・五 (略)

(削除)

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百

(雇用安定事業等としての助成及び援助)

現

行

保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業―第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用

同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業と

して、次の事業を行うものとする。

一・二 (略)

、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であって

て雇用されることとなっている者(第五号及び次項において「内定項に規定する被保険者(次項において「被保険者」という。)とし

に該当するものを除く。)を講じ、認定計画の目標を達成したもの知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置(同号の措置者」という。)に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する

四・五 (略)

に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 前項第三号及び第五号の助成及び援助を行うに当たっては、同項第

三号及び第五号の措置に係る内定者を被保険者とみなして

雇用保険

法第四章の規定を適用する。

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百

るものとする。

「お事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせける事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせ七十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲

行わせ 掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わ号に掲 七十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に

せるものとする。

- 270 -

# ◎介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成四年法律第六十三号) (平成十九年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第百七条関係)

改正案	現
目次	目次
第一章 総則(第一条—第五条)	第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 介護雇用管理改善等計画(第六条・第七条)	第二章 介護雇用管理改善等計画(第六条・第七条)
第三章 介護労働者の雇用管理の改善等	第三章 介護労働者の雇用管理の改善等
第一節 介護労働者の雇用管理の改善(第八条—第十二条)	第一節 介護労働者の雇用管理の改善(第八条—第十二条)
第二節 職業訓練の実施等(第十三条・第十四条)	第二節 職業訓練の実施等(第十三条・第十四条)
第四章 介護労働安定センター(第十五条—第三十条)	第四章 介護労働安定センター(第十五条—第三十一条)
第五章 罰則(第三十一条・第三十二条)	
	第六章
附則	附則
(雇用安定事業等としての助成及び援助)	(雇用安定事業等としての助成及び援助)
第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該	第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該
認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために	認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために
必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年	必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年
法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能	法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力
力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。	開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び
	援助を行うものとする。
(削除)	2 前項の助成及び援助(雇用保険法第六十三条の能力開発事業として

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。
法第六十三条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当すもの介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同第十八条。厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、

#### (略)

- て相談その他の援助を行うこと。 措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対し三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための

### 四・五 (略)

- の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。
  六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力
- めなければならない。 へいでは、 「外の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、 厚生労働省令で定2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条又は第六十三

削除

3

4

(略

| る被保険者として雇用されることとなっているものを当該被保険者と措置に係る者であって、当該認定事業主に同法第四条第一項に規定す行うものに限る。)を行うに当たっては、同項の認定事業主が講ずる

同法第六十三条の規定を適用する。

第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業のうち介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

#### (略)

せるものとする。

次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は

一部を行わ

- 二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。
- こと。 、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行う三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、認定事業主

### 四・五 (略)

- で定めなければならない。

  条までの規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条から第六十四

### 3 · 4 (略

# 第三十一条 削除

第三十一	毎				
条	第五章				
(略)	罰則				

第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等

第三十二条 立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとす 厚生労働大臣は、 介護労働者の福祉の増進を図るため、 独

(削除)

(削除)

備を行う場合において 認定事業主が認定計画に係る改善措置に必要な設備の設置又は整 必要な資金の借入れに係る債務の保証を行

る。

うこと。

うとする求職者(職業紹介事業者にあっては、 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろ その行う職業紹介事

業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者に限る。 の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合におい

必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

し必要な助成を行うこと。 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に関

兀 紹介事業者が行う業務に関し必要な助成を行うこと。 が行う同号に掲げる業務の円滑な実施を促進するための当該職業 第十七条第二号の職業紹介事業者に対して、 介護労働安定センタ

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 当該調査研究に関し必要な助成を行うこと。 介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究を行う者に対して

Ŧī.

第六章 罰則

第三十三条 (略)

◎看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)(平成十九年四月施行)

(附則第百十条関係)

		第九条 削除		
				改
				正
				案
の習得のために必要な助成を行うものとする。	業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十四条の雇用福祉事	第九条 政府は、病院等に勤務する看護師等の福祉の増進を図るため、	(雇用福祉事業としての助成)	

# ◎短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成五年法律第七十六号) (平成十九年四月施行)

(附則第百十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

系業務の実施   (短時間労働援助センターによる  短時間労働者雇用管理改善等事業関	改正案
施)(短時間労働援助センタ・	現
]	

### 一~四 (略)

促進するために必要な事業を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を

- ければならない。 | 規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めな | 2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条の | 2
- 短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しよ務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。労働者雇用管理改善等事業関係業務」という。)の全部又は一部を開労働援助センターは、第一項に規定する業務(以下「短時間

実

行

これかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする 年法律第百十六号)第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいず 年法律第百十六号)第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法(昭和四十九 年法律第五十号)第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法(昭和二十二年法 第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは

### 一~四 (略)

ために必要な事業を行うこと。
促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図る五が各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を

- は、厚生労働省令で定めなければならない。 は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条又
- 援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとすると務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。短時間労働当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事労働者福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、知時間労働援助センターは、第一項に規定する業務(以下「短時間

うとするときも、同様とする。

定による届出に係る事項を公示しなければならない。わせる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の種類及び前項の規4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行

(業務規程の認可)

るときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 理改善等事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認め 2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者雇用管

3 (略)

大臣の認可) (短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働

きも、同様とする。

出に係る事項を公示しなければならない。わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行

(業務規程の認可)

ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。以下「業務規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなを行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務

その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事

2

3 (略)

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務 第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務 第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務 ない。

#### (区分経理)

ばならない。
業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなけれ事業関係業務を行う場合には、短時間労働者雇用管理改善等事業関係第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等

#### (交付金)

又は一部に相当する金額を交付することができる。対し、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に要する費用の全部第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに

# (厚生労働省令への委任)

## (指定の取消し等)

# 一~四 (略)

#### 2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実

施

#### (区分経理)

他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業

#### (交付金)

相当する金額を交付することができる。 対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに

# (厚生労働省令への委任)

ターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助セン第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短

# (指定の取消し等)

# 第二十八条 (略)

### 一~四 (略)

|短時間労働者福祉事業関係業務||を行ったとき。 | 五 | 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで

#### 2 (略)

# 〈厚生労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施〉

第二十九条 働者雇用管理改善等事業関係業務を行うことが困難となった場合にお 業関係業務を自ら行うものとする。 は て必要があると認めるときは、 一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労 若しくは短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の全部若しく 厚生労働大臣は、 前条第一 当該短時間労働者雇用管理改善等事 項の規定により、 指定を取り消

2 5 労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、 業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間 かじめ、その旨を公示しなければならない。 厚生労働大臣は、 前項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事 あ

2

3 間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとする場合にお 事業関係業務を行うものとし、 必要な事項は、 ける当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎその他 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者 厚生労働省令で定める。 又は同項の規定により行っている短時 雇用管理改善等  $\mathcal{O}$ 

> 第二十九条 Ļ るときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする 業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認め 止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事 若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一 厚生労働大臣は、 前条第一項の規定により、指定を取り消 部の停

事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公 を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉 示しなければならない。 厚生労働大臣は、 前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務

福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、 務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福 8 祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者 る 厚生労働大臣が、第一項の規定により 短時間労働者福 厚生労働省令で定 祉事業関係業

3

# ◎国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)(平成二十二年四月施行)

(附則第百十五条関係)

第二十六条 (略)	に該当するものとみなす。	七条の四第二項第二号(同条第五項において準用する場合を含む。)	ては、同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第	り当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月につい	る場合を含む。)、第二十三条又は前条第四項及び第五項の規定によ	第二十一条(附則第二十二条又は第二十七条第十五項において準用す	準用する同法附則第七条の四の規定を適用する場合においては、附則	る。)に限る。)について同法附則第十一条の五において読み替えて	生年金(その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限	同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚	則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに	で及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附	条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項ま	2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十八	第二十五条 (略)	附則	改正案
第二十六条 (略)	ものとみなす。 準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に該当する	七条の四第二項第二号(同条第四項及び第六項(同条第七項において	ては、同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第	り当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月につい	る場合を含む。)、第二十三条又は前条第四項及び第五項の規定によ	第二十一条(附則第二十二条又は第二十七条第十五項において準用す	準用する同法附則第七条の四の規定を適用する場合においては、附則	る。)に限る。)について同法附則第十一条の五において読み替えて	生年金(その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限	同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚	則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに	で及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附	条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項ま	2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十八	第二十五条 (略)	附則	現

13 厚生年金保

受けることができる場合について準用する。この場合において、 第 生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月につ の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を  $\mathcal{O}$ 1 例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法 (並びに第十五条の三の規定は、 て、 の規定に関し必要な技術的読替えは、 厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、 その者が雇用保険法等 附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前 *の* 同法附則第八条の規定による老齢厚 部を改正する法律 政令で定める。 第三項、 (平成十九年法律 第六項及び第七

> 2 12 (略)

13

令で定める。

一学生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七年生金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月につ項並びに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚項がに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚質をである。

14

14

略

(略

◎介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(平成二十二年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第百十六条関係)

8 (略)	興・共済事業団をいう。	特別区を含む。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振	医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村(	7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により	2~6 (略)	第七条 (略) :	(定義)	改正案
8 (略)	学校振興・共済事業団をいう。	町村(特別区を含む。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立	医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市	7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により	2~6 (略)	第七条 (略)	(定義)	現